

特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用法変更届出書

届出が必要な場合 特定工場（※1）において特定施設（※2）の種類及び能力ごとの数、振動防止の方法、特定施設の使用の方法を変更しようとする場合

但し、変更が環境省令で定める軽微なもの（※3）である場合は届出の必要はない

届出時期 当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前まで

届出先 荻田町役場 環境課 環境対策担当

届出書様式 特定施設の種類及び能力ごとの数 変更届出書（様式第3）
特定施設の使用の方法

添付書類 振動に係る特定施設ごとの数等および振動防止の方法（別紙）
工場又は事業場付近の見取り図（地図）
工場又は事業場内における特定施設の配置図
特定施設の振動レベルのわかるもの（振動計算書、仕様書等）
遅延理由書（届出時期を遅延している場合のみ）

提出部数 正副2部
（1部は控えとして、受付・審査後に返却します。）

提出方法 窓口に持参
（郵送による受付は行っていません。）

※1 特定施設を設置し、届出をしている工場又は事業場

※2 振動規制法施行令別表第1に規定されている施設

※3 環境省令で定める軽微なものとは、特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合、特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合、特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合

届出書記入にあたっての注意事項

1. 特定施設の種類欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときは、その記号並びに名称を記載すること。
2. 特定施設の種類欄の枠が足りない場合は、「別紙」と記載し、別紙に詳細を記載すること。
3. ※印の欄には、記載しないこと。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
5. 記入見本、記載例等を十分参照のこと。